

警察本部
警察学校
警察署

三重県警察職員の健康及び安全管理に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月17日

三重県警察本部長 木岡 保雅

三重県警察職員の健康及び安全管理に関する訓令

改正 平29県本部訓令第1号、令3第6号

三重県警察職員の健康管理に関する訓令（平成16年三重県警察本部訓令第14号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 健康・安全管理体制（第4条－第14条）

第3章 健康診断（第15条－第18条）

第4章 健康管理指導区分（第19条－第24条）

第5章 感染症に対する措置及び報告（第25条・第26条）

第6章 雑則（第27条－第30条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、三重県警察職員（以下「職員」という。）の職場における健康と安全を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（所属長の責務）

第2条 警察本部の課、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、科学捜査研究所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、健康管理医と密接な関係を保つとともに、快適な勤務環境を実現し、当該所属で勤務する職員（以下「所属職員」という。）に係るメンタルヘルスを含めた健康の保持増進及び安全の確保に努めなければならない。

（職員の責務）

第3条 職員は、自己の健康管理と職場の安全管理が勤務能率の向上と生活の基盤であることを自覚し、常にその保持増進に努めるとともに、この訓令に基づいて講ずる健康と安全に関する措置を遵守しなければならない。

第2章 健康・安全管理体制

(総括安全衛生管理者)

第4条 警察本部に法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、各所属長を直接指揮監督するとともに、次の各号に掲げる業務を総括管理するものとする。

- (1) 職員の健康障害又は危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の健康又は安全のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公務災害を防止するための必要な業務

3 総括安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、本部長が代理者を指名して充てるものとする。

(主任健康管理者)

第5条 警察本部に主任健康管理者を置き、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）をもって充てる。

2 主任健康管理者は、総括安全衛生管理者を補佐し、健康管理医と連携して第4条第2項各号に掲げる業務のうち、健康に関する業務を行うものとする。

3 主任健康管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、総括安全衛生管理者が代理者を指名して充てるものとする。

(安全衛生管理者)

第6条 所属に安全衛生管理者を置き、次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長をもって充てる。

2 安全衛生管理者は、所属長の指揮を受け、当該所属における第4条第2項各号に掲げる業務を行うものとする。

3 安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、所属長が代理者を指名して充てるものとする。

(衛生管理者)

第7条 警察本部、運転免許管理課、運転免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の各庁舎ごとに法第12条第1項に規定する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者の選任は、法第12条第1項に定める有資格者のうちから、警察本部庁舎においては主任健康管理者、その他の庁舎においては所属長が行うものとする。

3 衛生管理者は、警察本部庁舎においては主任健康管理者、その他の庁舎においては所属長の命を受け、第4条第2項各号の業務のうち健康管理に係る技術的な事務を処理するものと

する。

- 4 衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、警察本部庁舎においては主任健康管理者、その他の庁舎においては所属長が代理者を指名して充てるものとする。

(安全衛生推進者)

第8条 職員の健康及び安全に関する事項を行わせるため、所属に安全衛生推進者を置き、警察本部にあつては課長補佐相当職、警察署にあつては課長又は係長のうちから所属長が指名する。

- 2 安全衛生推進者は、安全衛生管理者の指揮を受け、第4条第2項各号の業務に係る事務を処理するものとする。

(健康管理医)

第9条 警察本部及び警察署に健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、別に定めるところにより、本部長が委嘱するものとする。
- 3 健康管理医は、原則として指定された所属を担当し、健康診断、保健衛生教養、療養指導、健康相談その他所属職員の健康の保持増進のための医学的な措置を行うとともに、所属長又は主任健康管理者に勧告し、安全衛生管理者に指導、助言を行うものとする。

(健康管理専任者)

第10条 警務部厚生課(以下「厚生課」という。)に健康管理専任者を置き、保健師及び臨床心理士をもって充てる。

- 2 健康管理専任者は、前条の健康管理医を補佐し、健康相談、健康教育、保健指導その他健康管理に必要な業務を行うものとする。

(衛生委員会)

第11条 警察本部庁舎に衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会は、警察本部庁舎に勤務する職員に係る次に掲げる事項を調査審議するものとする。
 - (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で健康に係るものに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 3 衛生委員会の構成その他必要な事項は別に定める。

(安全委員会)

第12条 警察本部の課、自動車警ら隊、機動捜査隊及び科学捜査研究所に安全委員会を置く。

- 2 安全委員会は、所属職員に係る次に掲げる事項を調査審議するものとする。
 - (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

- (2) 公務災害の原因及び再発防止対策で安全に係るものに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の安全管理に関する重要事項

3 安全委員会の構成その他必要な事項は別に定める。

(安全衛生委員会)

第13条 運転免許管理課、運転免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署に安全衛生委員会を置く。

- 2 安全衛生委員会は、所属職員の健康及び安全に係る事項を調査審議するものとする。
- 3 安全衛生委員会が調査審議する事項は、第11条第2項及び第12条第2項に関するものとする。
- 4 安全衛生委員会の構成その他必要な事項は別に定める。

(健康管理審査委員会)

第14条 警察本部に、健康管理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を本部長に報告するものとする。

- (1) 職員の健康管理に係る基本方針に関すること。
- (2) 主任健康管理者から提出された事案の審査及び指導に関すること。
- (3) 衛生委員会又は安全衛生委員会から提出された事案のうち、職員の健康管理上、重要と思われる事項に関すること。
- (4) その他健康管理上特に必要な事項

3 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

4 委員長は、総括安全衛生管理者をもって充て、委員は主任健康管理者、警務部警務課長及び健康管理医をもって充てる。

5 審査委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集して、議事を主宰する。ただし、委員長が急を要すると認めた事項については、持ち回りにより審査することができる。

6 委員会の議事は、議事録を作成するものとする。

7 審査委員会の庶務は、厚生課において行うものとする。

第3章 健康診断

(健康診断の種類)

第15条 健康診断は、定期健康診断、特殊健康診断、臨時健康診断及び採用時健康診断とする。

2 定期健康診断は、年1回以上期日を定めて行う。

3 特殊健康診断は、健康管理上有害な業務及びこれに準ずる業務に従事する職員に対して行う。

4 臨時健康診断は、主任健康管理者が必要と認めた場合に行う。

5 採用時健康診断は、職員として採用する場合に行う。

(健康診断の実施)

第16条 健康診断は、本部長が受診機関、日時、場所、種類、検査項目等をその都度指定して行うものとする。

2 職員は指定された健康診断を必ず受診しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、指定された健康診断を受診できなかったときは、これに相当する健康診断に代えることができる。

(健康診断の実施結果の通知)

第17条 本部長は、前条に規定する健康診断の結果を当該健康診断を受診した職員の所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知内容を当該職員に通知するものとする。

(健康診断結果に基づく職員及び所属長の義務)

第18条 前条第2項による健康診断結果の通知により、二次検診が必要とされた職員は、速やかに受診しなければならない。

2 所属長は、前項の職員が、速やかに二次検診を受けられるよう勤務変更等の配慮をしなければならない。

3 二次検診を受診した職員は、その結果を証明する書面を所属長を通じ、主任健康管理者に提出するものとする。

第4章 健康管理指導区分

(指導区分の意義)

第19条 健康管理指導区分(以下「指導区分」という。)とは、職員の健康の度合いに応じて、次の表の区分欄に掲げる勤務規制及び医療処置の記号を組み合わせたものをいう。

区 分		内 容
勤務 規制	A (要療養)	勤務を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの
	D (要観察)	平常の勤務でよいもの
医療 処置	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの

(指導区分の指定等)

第20条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、診断書その他必要な資料に基づき、担当の健康管理医と協議の上、指導区分を指定、変更又は解除するものとする。

2 前項の指導区分の指定で、2以上の指導区分の指定を受けた者の勤務は、勤務軽減度の高い方の指導区分によるものとする。

(指導区分の指定通知)

第21条 総括安全衛生管理者は、前条の規定による指導区分の指定、変更又は解除したときは、健康管理指導区分通知書(様式第1)により、所属長に通知するものとする。

(指導区分の指定申請等)

第22条 所属長は、指導区分の指定、変更又は解除を必要とする職員を認めたときは、その旨を健康管理指導区分指定(変更・解除)申請書(様式第2)に診断書その他必要な資料を添えて総括安全衛生管理者に申請するものとする。

(処置基準)

第23条 指導区分の指定を受けた職員に対する勤務・生活規制及び医療処置に関する処置基準は、別表に定めるとおりとする。

2 所属長は、前項の処置基準により、健康管理の適正を図るほか、療養生活に関する指導等の必要な措置を講じなければならない。

(要療養者に対する処置等)

第24条 所属長は、指導区分がA区分(要療養)と指定された職員(以下「要療養者」という。)に対して、就業を禁止し、療養に専念させるものとする。

2 所属長は、要療養者が就業できる状態にあると認めたときは、第22条の規定による指導区分の変更又は解除を申請するなど、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 感染症に対する措置及び報告

(感染症り患の届出)

第25条 職員は、自己又は同居者が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症又はその疑似症をいう。以下同じ。)にかかったときは、その旨を所属長に届け出るものとする。

(感染症発生時の措置)

第26条 所属長は、所属職員又はその同居者に感染症が発生したときは、速やかに所在地の保健所長に通報し、防疫等の指示を受け、必要な蔓延防止の措置を講じた上、感染症患者発生報告(様式第3)により本部長に報告するものとする。

第6章 雑則

(心療者カード)

第27条 所属長は、精神面の健康に不調がある所属職員を認めた場合は、心療者カード（様式第4）を作成し、病状、治療状況等を把握しておかなければならない。

2 所属長は、所属職員が別の所属へ配置換えになったときは、当該職員に係る心療者カードを新たな所属の所属長に送付しなければならない。

（健康管理状況報告）

第28条 所属長は、傷病により休業した職員の状況等を健康管理状況報告書（様式第5）により翌月10日までに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第29条 職員の健康管理業務に従事する職員は、正当な理由がある場合を除きその職務上知り得た健康診断結果等を他人に漏らしてはならない。

（委任）

第30条 この訓令に定めるもののほか、職員の健康及び安全管理に関し定めが必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年1月18日 三重県警察本部訓令第1号〕

この訓令は、平成29年1月18日から施行する。

附 則〔令和3年3月29日 三重県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、令和3年3月29日から施行する。

別表（18訓 - 第23条）

健康管理指導区分指定者に対する処置基準

指導区分	要療養	要軽業	要注意	要観察
指導区分記号	A 1	B 1、B 2	C 1、C 2	D 1、D 2

健康管理指導区分		勤務上の処置	生活上の処置
区分	判定基準		
勤務 ・ 生活 規 制	A	勤務を休む必要のあるもの	就業を禁止し、療養に専念させること。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	1 病状により勤務場所及び職務内容を変更すること。 2 休日勤務、時間外勤務、夜間勤務及び宿日直勤務を免除すること。 3 術科訓練、体育、出張その他過労を伴う勤務を免除すること。 4 精神的緊張を必要とする勤務は避けさせること。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	1 通常の勤務でよいが、必要と認められる場合は、休日勤務、時間外勤務、夜間勤務及び宿日直勤務は必要最小限度とすること。 2 術科訓練、体育等は準備運動程度にとどめること。
	D	平常の勤務でよいもの	勤務は通常勤務でよい。
医療 の 処 置	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	1 入院又は通院により必要な治療を受けさせること。 2 勤務規制の区分がA及びBの者は3か月ごとに、Cの者は6か月ごとに病状を報告させること。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	1 経過観察をするための検査及び発病、再発、悪化防止のための必要な指導等を医師から受けさせること。 2 勤務規制の区分がBの者は3か月ごとに、Cの者は6か月ごとに病状を報告させること。

様式第3 (18訓 - 第26条)

発信者	年 月 日	発信取扱者
	前 午後 時 分	受信取扱者

感 染 症 患 者 発 生 報 告

患者 (階級・氏名・年齢) 同居中の家族の場合は職員との続柄		
住所		
病名		
月 日 時発病	月 日 時受診	月 日 時決定
診断医師住所及び氏名		
入院場所等		
発生状況		
発生後の処置		
参考事項 (感染経路、保健所連絡等)		

様式第4(18訓-第27条)

健康管理個人カード

フリガナ 氏名 職員番号	()	性別 男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
採用 年月日	昭和 平成	年月日	血液型	A B O式 R h式	型 型	
				ツベルクリン反応陽転年月日	年月日	
病歴 療養期間 1か月以上のもの	病名	療養期間		療養内容		
		年月日	年月日			
		年月日	年月日			
		年月日	年月日			
		年月日	年月日			
病気 欠勤日数 年間5日 以上ある 場合のみ	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	
	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	
	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	
	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	年 日間	
機能障害 特異体質	-----					
健康管理	指導区分	指定年月日	解除年月日	指導区分	指定年月日	解除年月日
	指導区分	指定年月日	解除年月日	指導区分	指定年月日	解除年月日
	指導区分	指定年月日	解除年月日	指導区分	指定年月日	解除年月日
	指導区分	指定年月日	解除年月日	指導区分	指定年月日	解除年月日

(注) 経過観察は異常なしに含めること。

採用時健康診断受診結果											
実施年月日		年 月 日 (歳)									
身体 検査	身長				cm			血液 検査	赤血球数		
	体重				kg				血色素量		
	肥満度				%				Ht		
	視力	裸眼	右	左	矯正	右	左		GOT		
		聴力							GPT		
	色覚						異常なし・あり		rGTP		
	血圧 測定	1回目				/			T-ch		
2回目					/			中性脂肪			
所見		異常なし 要二次検査 要治療									
尿 検査	蛋白	-	±	+	++	+++	既往症	なし・あり			
	糖	-	±	+	++	+++		現疾病	なし・あり		
	潜血	-	±	+	++	+++			他覚症状	なし・あり	
	ウロビリ	-	正	+	++	+++		自覚症状		なし・あり	
所見	異常なし 要二次検査 要治療										
心電図 検査	所見	異常なし 要二次検査 要治療									
	胸部X線 検査	所見	異常なし 要二次検査 要治療								
B型肝炎予防接種状況											
初回接種年月日											
第1回目 年 月 日											
第2回目 年 月 日											
第3回目 年 月 日											
最終抗体検査結果											
陰性 陽性											

所属						(氏名)										
受診種別	定期健診		人間ドック													
受診月日	月 日		月 日													
身体検査	身長・体重	cm	kg	医療機関												
	視力	右	裸眼・矯正		受診結果	異常なし										
	聴力	右	異常なし	あり	要二次検査											
	左	異常なし		あり												
血圧測定	/															
尿検査	蛋白質	-	±	+	++	+++										
	糖	-	±	+	++	+++										
	潜血	-	±	+	++	+++										
	ウロビリノゲン	-	正	+	++	+++										
心電図	異常なし 要二次検査 要治療 ()															
血液検査	異常なし	<table border="0"> <tr> <td>肝機能</td> <td>要二次検査</td> </tr> <tr> <td>血中脂質</td> <td>要治療</td> </tr> <tr> <td>糖代謝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貧血</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>				肝機能	要二次検査	血中脂質	要治療	糖代謝		貧血		その他		要治療
肝機能	要二次検査															
血中脂質	要治療															
糖代謝																
貧血																
その他																
胃検診	異常なし 要二次検査 要治療 ()															
大腸癌	異常なし 要二次検査 要治療 ()					備考										
結核肺癌	月 日															
	異常なし 要二次検査 要治療 ()															

所属						(氏名)										
受診種別	定期健診		人間ドック													
受診月日	月 日		月 日													
身体検査	身長・体重	cm	kg	医療機関												
	視力	右	裸眼・矯正		受診結果	異常なし										
	聴力	右	異常なし	あり	要二次検査											
	左	異常なし		あり												
血圧測定	/															
尿検査	蛋白質	-	±	+	++	+++										
	糖	-	±	+	++	+++										
	潜血	-	±	+	++	+++										
	ウロビリノゲン	-	正	+	++	+++										
心電図	異常なし 要二次検査 要治療 ()															
血液検査	異常なし	<table border="0"> <tr> <td>肝機能</td> <td>要二次検査</td> </tr> <tr> <td>血中脂質</td> <td>要治療</td> </tr> <tr> <td>糖代謝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貧血</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>				肝機能	要二次検査	血中脂質	要治療	糖代謝		貧血		その他		要治療
肝機能	要二次検査															
血中脂質	要治療															
糖代謝																
貧血																
その他																
胃検診	異常なし 要二次検査 要治療 ()															
大腸癌	異常なし 要二次検査 要治療 ()					備考										
結核肺癌	月 日															
	異常なし 要二次検査 要治療 ()															

所属						(氏名)										
受診種別	定期健診		人間ドック													
受診月日	月 日		月 日													
身体検査	身長・体重	cm	kg	医療機関												
	視力	右	裸眼・矯正		受診結果	異常なし										
	聴力	右	異常なし	あり	要二次検査											
	左	異常なし		あり												
血圧測定	/															
尿検査	蛋白質	-	±	+	++	+++										
	糖	-	±	+	++	+++										
	潜血	-	±	+	++	+++										
	ウロビリノゲン	-	正	+	++	+++										
心電図	異常なし 要二次検査 要治療 ()															
血液検査	異常なし	<table border="0"> <tr> <td>肝機能</td> <td>要二次検査</td> </tr> <tr> <td>血中脂質</td> <td>要治療</td> </tr> <tr> <td>糖代謝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貧血</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>				肝機能	要二次検査	血中脂質	要治療	糖代謝		貧血		その他		要治療
肝機能	要二次検査															
血中脂質	要治療															
糖代謝																
貧血																
その他																
胃検診	異常なし 要二次検査 要治療 ()															
大腸癌	異常なし 要二次検査 要治療 ()					備考										
結核肺癌	月 日															
	異常なし 要二次検査 要治療 ()															

- (注) 1 経過観察は異常なしに含めること。
 2 ()内には要二次検査・治療の所見を記入すること。
 3 特異事項があれば備考欄に記入すること。

様式第5 (18訓 - 第27条)

心 療 者 カ ー ド

氏名 職員番号()		男 女						()	
年 月 日生			年 月 日採用						
血液型	A B O式	型	機能障害、特異体質						
	R h式	型							
発病年月日				病 名					
病 歴	病 名		療 養 期 間		療 養 内 容				
			自至 . .						
			自至 . .						
			自至 . .						
			自至 . .						
			自至 . .						
家族の病歴									
勤務歴	異動年月日	所 属		職 (階級)		係 別			
	. .								
	. .								
	. .								
	. .								
	. .								
	. .								
	. .								
年 月 日						
病 状 経 過 及 検 査 成 績									
指 導 事 項									
指 導 区 分									
医 師 の 氏 名									

総括安全衛生管理者 殿

所属長名 _____

健康管理状況報告書 (____月分)

1 傷病による欠勤状況

	月末現在員数	欠勤者数		欠勤延人数	
		総数	うち公務傷病	総数	うち公務傷病
警察官					
一般職員					
合計					

注 傷病による年次休暇者を含む。

2 連続して30日以上又は1か月以上の長期休業(欠勤)者の状況

氏名	階級	傷病名	欠勤期間	日数	延日数	入院・自宅療養の別	備考(公・私別) (療養を開始した日)
			自 月 日 至 月 日	日	日	入院・自宅	公傷・私傷 (年 月 日から)
			自 月 日 至 月 日	日	日	入院・自宅	公傷・私傷 (年 月 日から)
			自 月 日 至 月 日	日	日	入院・自宅	公傷・私傷 (年 月 日から)
			自 月 日 至 月 日	日	日	入院・自宅	公傷・私傷 (年 月 日から)
			自 月 日 至 月 日	日	日	入院・自宅	公傷・私傷 (年 月 日から)
			自 月 日 至 月 日	日	日	入院・自宅	公傷・私傷 (年 月 日から)
			自 月 日 至 月 日	日	日	入院・自宅	公傷・私傷 (年 月 日から)

- (注) 1. 休暇の種類を問わない。但し、休職中の場合は備考欄に休職と記載すること。
 2. 備考欄の公傷・私傷の別は、それぞれ該当する方に を付ける。
 3. 日数には週休、休日等勤務を要しない日含む。(延べ日数は、毎月の日数を累計する)
 4. 備考欄の(療養を開始した日)は必ず記入すること。
 5. 2つ以上の疾病により、長期休業した場合の病類の分類については、その主となった疾患1つを計上す
 6. 「入院・自宅」の別は、月の最終日の状況を記入する

3 健康管理上の実施行事、特異事項の状況

実施月日	項目	内容